

建設リサイクル法に関する手引き

この手引きは、真岡市が発注する工事のうち、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「法」という。）第9条第1項及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令」第2条で定められた建築物等に係る解体工事又は新築工事等（以下、「対象建設工事」という。）を施工する際に必要な手続きについて説明します。

★対象建設工事

対象建設工事とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリート）を用いた建築物等の解体工事又は特定建設資材を使用する新築工事（土木工事を含む）等で、下表の規模以上の工事をいう。

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計 80㎡
建築物の新築・増築工事	床面積の合計 500㎡
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）※1	請負代金の額（税込み） 1億円
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）※2	請負代金の額（税込み） 500万円

※1 建築物の修繕・模様替等工事：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築工事に該当しないもの

※2 建築物以外の工作物の工事：建築物以外のものに係る解体工事及び新築工事等

★落札時の手続き

1. 落札者は、法第12条第1項に基づき、特定建設資材の分別解体等の方法及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法について「説明書」に記載し、工事担当課の監督員に説明した上で、契約書と同時に提出してください。

【特定建設資材廃棄物】

特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったもの（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）をいう。

2. 落札者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（以下「省令」という。）第4条に基づき、以下の事項を記載した書面を契約書に綴り込んでください。

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用
- ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要する費用

なお、これらの見積りにあたっては、適切にその費用を算定しなければならない。

【解体工事に要する費用】

解体に要する費用とは、分別解体及び運搬車への積込に要する費用で、解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

【再資源化等に要する費用】

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用及び運搬に要する費用とする。

★完了時の手続き

受注者は、法第18条第1項に基づき、工事完了時に以下の事項等を「再資源化等報告書」に記載し、監督員に提出してください。

- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

なお、受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を記載した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を添付しなければならない。

※「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」に関する入力システムは、（一財）日本建設情報総合センターのホームページをご覧ください。（建設副産物情報交換システム-COBRIS-）

記載例

説 明 書

契約日とする

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者)

真岡市長 〇〇 〇〇 様

氏名 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

(郵便番号〇〇〇-△△△△) 電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

住所 真岡市〇〇町〇〇番地

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

- 1 工事名称 〇〇〇事業道路築造工事第2工区
- 2 工事場所 真岡市〇〇地内
- 3 説明内容 添付資料のとおり
- 4 添付資料
 - ①別表 (別表1～3のうち該当するものに必要事項を記載したもの)
 - 別表1 (建築物に係る解体工事)
 - 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
 - ②別記 (法第13条及び省令第4条に基づく書面)

※□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事		
	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (現道拡幅工事)		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ) ※	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する 調査の結果	工作物の状況	現道に近接する見上げ法面コンクリートブロック積、現道アスファルト舗装	
	周辺状況	現道上交通量多し、民家が密集	
	作業場所の確保	重機作業ヤードなし、現道側より施工	
	搬出経路の状況	現道部工事のため問題なし	
	付着物の有無 (解体・維持・修繕工事のみ)	なし	
	その他 (通学路指定)	通学児童の歩行帯を確保	
工事着手前に実施する 措置の内容	作業場所の確保	道路使用許可を申請	
	搬出経路の確保	特に支障なし	
	その他 (広報活動)	沿道住民に工事内容を自治会回覧にて周知する	
工事着手の時期※		令和〇〇年〇〇月〇〇日	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	作業 作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	作業 作業・機械作業の併用
	④本体構造	の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	作業 作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み (解体工事のみ) ※	トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み (全工事) 並びに特定建設資材が使用される工作物の部分 (新築・維持・修繕工事のみ) 及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分 (維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	10トン
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	30トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他			
備考			

工程ごとの作業内容については7ページの作業具体例もご確認ください。

解体作業 (特定建設資材の発生する作業) の有無ではなく、工事の中の作業工程の有無についてチェックする。

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。
□欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

記載例

別記（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事（土木工事等）の場合）

この書面は、説明書に添付すると共に、契約書に綴り込んでください

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用 — 千円（税抜き）

（直接工事費で受注者の見積金額）

注）・解体工事の場合のみ記載

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 裏面のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 850 千円（税抜き）

（直接工事費で受注者の見積金額）

注）運搬費を含む。

運搬費及び処分費のみを計上する。

記載例

再資源化等報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(発注者)

真岡市長 〇〇 〇〇 様

氏名 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

(郵便番号〇〇〇-△△△△) 電話番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

住所 真岡市〇〇町〇〇番地

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

- 1 工事名称 〇〇〇事業道路築造工事第2工区
- 2 工事場所 真岡市〇〇地内
- 3 再資源化等が完了した年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
- 4 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	〇〇工業(株)	真岡市〇〇町〇〇番地
アスファルト・コンクリート塊	〇〇建材(株)	真岡市〇〇町〇〇番地

- 5 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 98 万円 (税込み)
- 6 添付資料
 - 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
 - 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

※□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

工程ごとの作業内容 具体例

※「別表3 分別解体等の計画等」を記載の際に参考にしてください。

- ①仮設……足場仮囲い、養生、山留工、栈橋工、覆工などの設置又は撤去等
- ②土工……路盤掘削、土砂等の掘削、盛土、埋戻し、締め固め等
- ③基礎……人孔や管きよの基礎、橋脚・橋台の基礎・基礎ぐいなどの設置又は撤去等
- ④本体構造……道路であれば舗装・街きよ等、橋梁であれば橋脚・橋台・桁・舗装等、河川であれば堤防・護岸等の設置又は撤去等
- ⑤本体付属品……防護柵、照明設備、標識などで、具体的には道路や橋梁に取り付けられた照明、擁壁に添架されたガードレール、防音壁、電信柱に取り付けられた信号機、案内板、駐車場に設置されたゲートなど